

令和3年5月10日

令和3年度共同利用採択者 各位

共同利用掛

緊急事態宣言延長に伴う共同利用来所者の入構制限について

標記のことにつきまして、大阪府を含む4都府県に発令されている緊急事態宣言について、5月31日までの延長が決定したことから、4月24日に通知しております以下の来所制限につきましても、継続することといたします。

利用者の皆様には、ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(制限事項)

4月26日から緊急事態宣言の発令が解除されるまで共同利用者の入構を原則禁止する。

なお、やむを得ない理由で来所を希望する場合は、事前にメールで所内連絡者にご相談のうで、不要不急でない理由を説明下さい。

【問合せ先】

京都大学複合原子力科学研究所
事務部共同利用掛

TEL : 072-451-2312

Mail : kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp